

## 訪問看護指示書の種類と留意点

### (1) 訪問看護指示書

- ◎ 通常使用される訪問看護指示書です。
- ◎ 主治医は訪問看護ステーションに訪問看護指示書の原本を交付します。
- ◎ 指示期間は、最長6ヶ月までです（記載がない場合の指示期間は1ヶ月）
- ◎ 訪問看護指示書交付の際、月1回主治医が『300点』を算定できます。
- ◎ 2カ所以上の訪問看護ステーションから訪問看護を提供する場合は、各訪問看護ステーションに交付することになっています（算定は1回分のみ）
- ◎ 指示書は利用者1人に対して複数の医師から交付されることはありません。
- ◎ 主治医は、在宅療養に必要な衛生材料及び保健医療材料の量の把握に努め、十分な量の衛生材料等を患者に支給することも大事です。

### (2) 特別訪問看護指示書

- ◎ 特別訪問看護指示期間中の訪問看護は医療保険での対応になります。
- ◎ 患者の急性増悪や退院直後、頻回の訪問看護が必要になった場合に交付します。  
→介護保険対象の利用者の場合、医療保険による訪問看護に切り替わります。
- ◎ 特別訪問看護指示書による訪問看護は「訪問看護指示書【上記(1)】」が交付されていることが前提条件となります。
- ◎ 特別訪問看護指示書の交付は原則として月1回、主治医が『100点』を算定できます。
- ◎ 指示期間は14日間、指示は月をまたいでかまいません。
- ◎ 急性増悪の症状が改善し、指示期間を訂正していただいた場合の訪問看護は介護保険対応に戻ります
- ◎ 厚生労働大臣が定める者（・気管カニューレを使用している状態にある者・真皮を越える褥瘡の状態にある者（①NPUAP分類Ⅲ度又はⅣ度②DESIGN-R分類(日本褥瘡学会によるもの)、D3、D4、D5の状態の者については、月2回まで交付できます。（14日間×2回）

### (3) 在宅患者訪問点滴注射指示書

- ◎ 週3日以上点滴注射を行う必要を認め、訪問看護ステーションに対して指示を行う場合に交付します（書式は【上記(1)(2)】と共通）
- ◎ 患者1人につき週1回（指示期間7日以内）に限り月に何回でも交付できます。
- ◎ 週3日以上点滴を実施した場合、在宅患者訪問点滴注射管理料として、主治医が『60点』を算定できます。
- ◎ IVHは対象外です。
- ◎ 当該指示による点滴終了日及び必要を認めた場合には在宅療養を担う保険医へ速やかに報告を行います。その連絡方法は電話連絡等でも差支えありません。

### (4) 精神科訪問看護指示書

- ◎ 精神科を標榜する医療機関の精神科の保険医が診療に基づき、訪問看護の必要性を認め、訪問看護ステーションに対し、訪問看護指示書を交付した場合に、月1回に限り、300点を算定します。
- ◎ 1か月の指示を行う場合には、精神科訪問看護指示書に有効期間を記載することを要しません。
- ◎ 共同生活援助事業所に入所する精神障害を有する複数の利用者に対して指定訪問看護を行う場合は、それぞれに対して個別に訪問看護を行い、精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）、（Ⅲ）を算定します。